株式会社 廣済堂
証券コード:7868

KOSAIDO

第56回 定時株主総会招集ご通知

日時 2020年6月29日(月曜日)午前10時

場所 東京都港区芝浦一丁目2番3号
シーバンスS館 1階大ホール

“人生100年を様々な場面でサポートする廣済堂グループ”として、更なる成長を目指します。

廣済堂グループは、“情報ソリューション”事業、“人材サービス事業”、
“エンディング関連事業”を中心に据え、人生100年時代に、
長く必要とされる質の高いサービスを提供、創造し続けます。

企 業 理 念

当社の社名である「廣済」は「広く済（すく）う」という意味で、「広く社会に貢献したい」という創業者の熱い想いが込められています。
私たちは、社会の明るい未来に向けて、一人ひとりが高い志を持ち、心をひとつにし、新しい価値創造に努め、お客様から信頼され、選ばれる企業グループを目指します。

ご 挨 拶

株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

ここに第56回（2019年４月１日から2020年３月31日まで）定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

これまで長年にわたり株主様を始めとした数多くのステークホルダーの皆さまに支えていただきましたこと、心より感謝を申しあげますとともに、これからも変わらぬご愛顧をよろしくお願い申しあげます。

当社は、「廣済（広く社会に貢献する）」という思いを社名に込めていますが、時代によって事業領域は変わっても、その根底にある「廣済」の精神は変わりません。

今後とも、多様化する社会のニーズを的確にとらえ、変化を恐れずに挑戦を続け、皆さまより信頼され、選ばれる企業グループを目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

2020年6月



代表取締役社長
根岸　千尋

証券コード　7868
2020年６月10日

株　主　各　位

東京都港区芝浦一丁目２番３号
シーバンスS館13F
株式会社 廣 済 堂
代 表 取 締 役 社 長
根 岸 千 尋

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月26日（金曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2020年６月29日（月曜日）午前10時（開場は午前9時から）

2. 場　　所　東京都港区芝浦一丁目２番３号　シーバンスＳ館　１階大ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第56期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役７名選任の件

第２号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第３号議案　社外取締役の報酬額改定の件

以　上

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
〇代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、委任状等の代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
〇株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.kosaido.co.jp）に掲載させていただきます。
〇当社は、法令及び定款第13条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.kosaido.co.jp）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表　②計算書類の個別注記表
なお、株主総会招集ご通知提供書面に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

・株主総会当日のお土産はお配りしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点の流行状況や、ご自身の体調をご確認の上、マスク着用等の感染防止策にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申しあげます。体調がすぐれない場合は、どうぞ無理をなさらぬようお願い申しあげます。
・可能な限り、議決権行使書面の郵送にて、議決権の事前行使をお願い申しあげます。
・当社では新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、感染状況や政府および東京都の方針を考慮し、会場の座席につきご出席の株主様に一定の間隔をあけて座っていただく等、株主総会開催日時点で必要な感染防止対策を講じますので、予めご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日　時　2020年６月29日（月曜日）午前10時

場　所　東京都港区芝浦一丁目２番３号
シーバンスＳ館１階大ホール

郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**切手を貼らずにご投函**ください。

行使期限　2020年６月26日（金曜日）午後５時30分到着分まで

株主総会参考書類

第１号議案　取締役７名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役７名全員が任期満了となります。つきましては、取締役７名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会の答申を受け決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

根岸千尋（ねぎし ちひろ）　再任

生年月日
1968年11月2日

所有する当社の株式数
1,800株

取締役会への出席状況
23回／23回（100%）

2008年１月	㈱パソナフォーチュン入社 同社経営管理室長兼エグゼクティブサーチ室長
2009年10月	当社入社　情報イニシアティブ　上席スタッフ
2015年４月	HC事業部　人材ビジネス本部　執行役員 本部長
2017年６月	取締役　HRS事業部長兼ソリューション本部長、 人材関係会社管掌
2018年６月	常務取締役　人材関連事業統括、 人材事業関連会社管掌 印刷事業変革プロジェクト推進責任者
2019年６月	代表取締役社長（現任）
2020年６月	東京博善㈱　非常勤取締役（予定）

重要な兼職の状況
㈱廣済堂ビジネスサポート非常勤取締役、㈱ファインズ非常勤取締役、㈱キャリアステーション非常勤取締役、㈱共同システムサービス非常勤取締役、東京博善㈱非常勤取締役（予定）

取締役候補者とした理由
根岸千尋氏につきましては、人材ビジネスの豊富な経験、当社での国内事業拡大及び海外新規需要創造の実績を活かすと共に、コア事業変革の推進役を担い、引き続き、当社の代表取締役として当社の経営改革の推進をリードする役割を果たせると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

小林 秀昭（こばやし ひであき）

再任

生年月日
1960年12月27日

所有する当社の株式数
2,100株

取締役会への出席状況
23回／23回（100%）

1984年 4 月	㈱太陽神戸銀行（現㈱三井住友銀行）入行
2009年 4 月	㈱三井住友銀行　浜松町法人営業部長
2011年 4 月	同行　監査部 上席監査役
2012年 4 月	当社に出向　人事部長
2014年 1 月	当社に転籍　執行役員　人事部長
2016年 4 月	上席執行役員　経理財務担当
2018年 6 月	取締役 経営企画・財務本部長、管理本部及び関係会社管理担当
2019年 4 月	取締役 経営企画・財務、管理本部長、関係会社管理担当
2020年 4 月	取締役 経営企画・財務本部、管理本部担当、関係会社管理担当（現任）

重要な兼職の状況
東京博善㈱非常勤取締役、威海廣済堂京友包装有限公司董事

取締役候補者とした理由
小林秀昭氏につきましては、前職及び当社における経営企画及び経理財務に関する豊富な経験と実績、幅広い知識を有し、当社の安定的な経営基盤の構築に必要な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

森谷浩一（もりや こういち）

社外　新任

生年月日
1957年8月13日

所有する当社の株式数
— 株

取締役会への出席状況
－回／－回（－%）

1981年 4 月	パイオニア㈱入社
2010年 4 月	パイオニア中国ホールディングス　董事兼総経理
2017年 6 月	同社　取締役　常務執行役員 人事、総務、情報システム、法務内部統制、広報IR、監査部担当
2018年 6 月	同社　代表取締役兼社長執行役員
2020年 1 月	同社　取締役（現任）
2020年 6 月	前田道路㈱　社外取締役（予定）

重要な兼職の状況
パイオニア㈱取締役、前田道路㈱社外取締役（予定）

社外取締役候補者に関する特記事項
森谷浩一氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由
森谷浩一氏につきましては、パイオニア㈱に長年にわたり在籍し、同社代表取締役としての経験を活かし、社外取締役として、当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。
なお、森谷浩一氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要
当社は森谷浩一氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

候補者番号 4

黒崎守峰（くろさき もりお）

社外　新任

生年月日
1956年10月9日

所有する当社の株式数
— 株

取締役会への出席状況
－回／－回（－%）

1980年 9 月　インテル㈱入社
1985年 7 月　デイジーシステム・ジャパン入社
1986年 7 月　ウェスタンデジタルジャパン㈱入社
1988年 7 月　㈱アイシス 設立 代表取締役社長
1999年11月　㈱アイティーファーム 設立
　　代表取締役社長（現任）
2015年 3 月　㈱ガイアックス　社外取締役（現任）

重要な兼職の状況
㈱アイティーファーム代表取締役、㈱ガイアックス社外取締役

社外取締役候補者に関する特記事項
黒崎守峰氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由
黒崎守峰氏につきましては、今後、当社が目指すDX（デジタルトランスフォーメーション）化の推進を含むIT分野の豊富な知験及びIT関連企業とのネットワークを有し、社外取締役として当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。
なお、黒崎守峰氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要
当社は黒崎守峰氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

候補者番号 5

黒澤 洋史（くろさわ ひろし）

社外　新任

生年月日
1977年9月2日

所有する当社の株式数
— 株

取締役会への出席状況
－回／－回（－%）

1999年 4 月　野村不動産㈱入社
2004年 6 月　パシフィックマネジメント㈱入社
2014年 2 月　㈱A.Cホールディングス　入社
（現 ㈱アジアゲートホールディングス）
2016年 6 月　岩手ホテルアンドリゾート㈱　取締役管理本部長CFO
2017年 4 月　同社　代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況
岩手ホテルアンドリゾート㈱代表取締役社長

社外取締役候補者に関する特記事項
黒澤洋史氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由
黒澤洋史氏につきましては、現職における経営者としての経験及び、経理財務に関する幅広い知識を有しており、社外取締役として当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、黒澤洋史氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要
当社は黒澤洋史氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

候補者番号 6

渡邉 雅之（わたなべ まさゆき）

社外　新任

生年月日
1970年5月2日

所有する当社の株式数
— 株

取締役会への出席状況
－回／－回（－%）

1998年 4 月　総理府（官房総務課）入府
2001年10月　アンダーソン・毛利法律事務所
（現、アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所
2001年10月　弁護士登録（第二東京弁護士会）
2009年 8 月　弁護士法人三宅法律事務所入所
2011年 5 月　同パートナー（現任）
2014年 6 月　㈱王将フードサービス社外取締役（現任）
2016年 6 月　㈱日特建設社外取締役（現任）

重要な兼職の状況
弁護士法人三宅法律事務所パートナー、㈱王将フードサービス社外取締役、㈱日特建設社外取締役

社外取締役候補者に関する特記事項
渡邉雅之氏は当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者とした理由
渡邉雅之氏につきましては、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であります。そのことにより、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
なお、渡邉雅之氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
渡邉雅之氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要
当社は、渡邉雅之氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

候補者番号 7

神垣清水（かみがき せいすい）

社外　再任

生年月日
1945年７月１日

所有する当社の株式数
― 株

取締役会への出席状況
13回／14回（93%）
（2019年６月就任後）

1972年 ４月　東京地方検察庁検事
2000年10月　那覇地方検察庁検事正
2002年 ６月　宇都宮地方検察庁検事正
2003年 ９月　最高検察庁総務部長
2004年12月　千葉地方検察庁検事正
2005年 ８月　横浜地方検察庁検事正
2007年 ７月　公正取引委員会委員
2012年 ７月　日比谷総合法律事務所　弁護士（現任）
2013年 ６月　三菱食品㈱　社外監査役（現任）
2013年 ６月　アルフレッサホールディングス㈱　社外監査役（現任）
2014年 ６月　公益財団法人ベルマーク教育助成財団理事（現任）
2015年 ４月　摂南大学法学部客員教授（現任）
2015年 ５月　㈱ヨンドシーホールディングス
社外取締役監査等委員（現任）
2015年 ５月　㈱ユニバーサルエンターテインメント
社外取締役（現任）
2019年 ６月　当社　社外取締役（現任）

重要な兼職の状況
三菱食品㈱社外監査役、アルフレッサホールディングス㈱社外取締役、
公益財団法人ベルマーク教育助成財団理事、摂南大学法学部客員教授、
㈱ヨンドシーホールディングス社外取締役監査等委員、
㈱ユニバーサルエンターテインメント社外取締役

社外取締役候補者に関する特記事項
神垣清水氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

社外取締役候補者とした理由
神垣清水氏につきましては、検事及び弁護士として企業法務に精通し、その豊富な経験や幅広い知見は、社外取締役として当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、神垣清水氏は当社独立性基準を満たしており、選任が承認された場合は独立社外取締役となります。

責任限定契約の内容の概要
当社は、神垣清水氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第23条に基づき責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

（注）　当社は森谷浩一氏、黒崎守峰氏、黒澤洋史氏及び渡邉雅之氏の選任が承認された場合、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、届け出る予定であります。

第２号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は2014年６月27日開催の第50回定時株主総会において、月額20百万円（年換算額240百万円）以内（うち社外取締役は月額２百万円（年換算額24百万円）以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の内枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額10百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は３名ですが、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は２名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年25千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後３月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後６月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

第３号議案　社外取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2014年６月27日開催の第50回定時株主総会において、月額20百万円以内（うち社外取締役は月額２百万円以内）としてご承認いただいております。

本総会では、第1号議案に記載のとおり、社外取締役１名の増員を提案させていただいております。

つきましては、コーポレートガバナンスの強化に伴う取締役会の構成の変化（社外取締役の増員）等諸般の事情を考慮し、取締役の報酬額の月額（20百万円以内）は変更せずに、社外取締役の報酬額を月額２百万円以内から月額2.5百万円以内に改定させていただきたいと存じます。

また、現在の取締役は７名（うち社外取締役4名）でありますが、第１号議案を原案どおりご承認いただきますと、取締役７名（うち社外取締役5名）となります。

以上

事業報告（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 廣済堂グループの事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、雇用環境の改善が継続し緩やかな回復基調にあったものの、米中貿易の通商問題や英国のＥＵ離脱問題等に加えて自然災害の増加、消費税増税に伴う消費等への影響、そして今年に入ってからの新型コロナウイルスの感染拡大等が国内外の消費動向や企業活動に大きく影響したことにより、足元で大幅に下押しされており、今後の景気の先行きは厳しい状況が見込まれます。

このような状況のもと、当社は今期が最終年度の第３次中期経営計画「KOSAIDO Re-Innovation」に基づき、「コア事業の競争力強化及び再構築、事業ポートフォリオ改編」、「組織再編、制度意識改革」、「経営管理体制の強化」、「財務体質改善、経営指標改善」及び「子会社のガバナンス強化」を重要な経営課題として、着実な利益の確保を目指してまいりました。

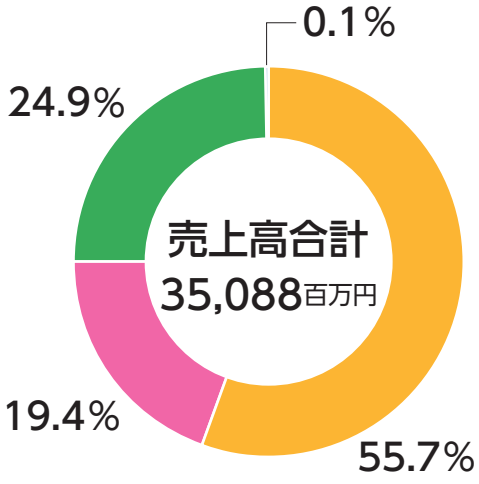
さらに当社は、当社グループの中長期的な企業価値の向上ひいては株主共同の利益の向上をこれまで以上に実現していくために、社外取締役を過半数にすることによりコーポレート・ガバナンスを強化した新たな経営体制を構築し、かかる新経営体制の下で新たな経営課題改革のロードマップの策定を行い、2019年11月に「経営改革ロードマップ2020」として公表いたしました。こうした取り組みの結果、当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、前年同期比で連結売上高は減収となったものの、連結営業利益、連結経常利益は増益となりました。一方で、事業構造改革費用等の特別損失の計上等により、親会社株主に帰属する当期純損失の計上となりました。

以上の結果、当期における連結売上高は35,088百万円（前期比3.1％減）、連結営業利益は2,328百万円（前期比3.4％増）、連結経常利益は2,210百万円（前期比35.0％増）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,671百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失324百万円）となりました。

また、当社は、前述の「経営改革ロードマップ2020」をベースに新中期経営計画「廣済堂大改造計画2020」を策定し、2020年5月15日に公表いたしました。新中期経営計画の詳細については、後記「(4) 対処すべき課題」をご参照ください。

セグメント別業績の概況

- 情　報　19,544百万円
- 人　材　6,791百万円
- 葬　祭　8,735百万円
- その他　17百万円



連結売上高

区　分	当　期		前　期		前期比（%）
	金額（百万円）	構成比率（%）	金額（百万円）	構成比率（%）	
情　報	19,544	55.7	19,997	55.2	△2.3
人　材	6,791	19.4	7,439	20.6	△8.7
葬　祭	8,735	24.9	8,745	24.2	△0.1
その他	17	0.1	12	0.0	40.3
合　計	35,088	100.0	36,195	100.0	△3.1

連結営業利益

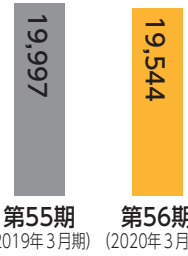
区　分	当　期	前　期	前期比（%）
	金額（百万円）	金額（百万円）	
情　報	5	△256	－
人　材	207	341	△39.2
葬　祭	2,564	2,678	△4.3
その他	△8	2	－
調整額	△442	△515	△14.2
合　計	2,328	2,250	3.4

（注）当連結会計年度より「情報」セグメントを「情報」及び「人材」の２区分に分けて変更しております。

情報セグメント



売上高（単位：百万円）



営業利益（単位：百万円）





情報セグメントは、主に印刷関連事業、ビジネスイノベーション事業及び出版事業で構成されております。

印刷関連事業は、出版・商業印刷を始めとして新聞印刷、デジタル印刷、水性フレキソ印刷およびパッケージ印刷などの各種印刷事業のほか、デジタルアーカイブ等を手掛ける知財情報事業で構成されております。

印刷関連事業では、出版市場の縮小や紙媒体の需要低下等の事業環境悪化が継続する中、商業印刷部門は堅調に推移したものの、出版印刷部門で苦戦し、また不採算事業の撤退による減収分等もあり、減収となりました。利益面では不採算事業の撤退及びコスト削減等により損失額は前年同期より縮小しております。

ビジネスイノベーション事業は、主にITサービスやBPOサービスを手掛けるソリューション事業で構成されております。

ビジネスイノベーション事業は、官公庁向けの複合型サービスの受注やパッケージ型システムモデルへの転換及びその販促強化が効果を上げたこと等により堅調に推移し、事業全体では

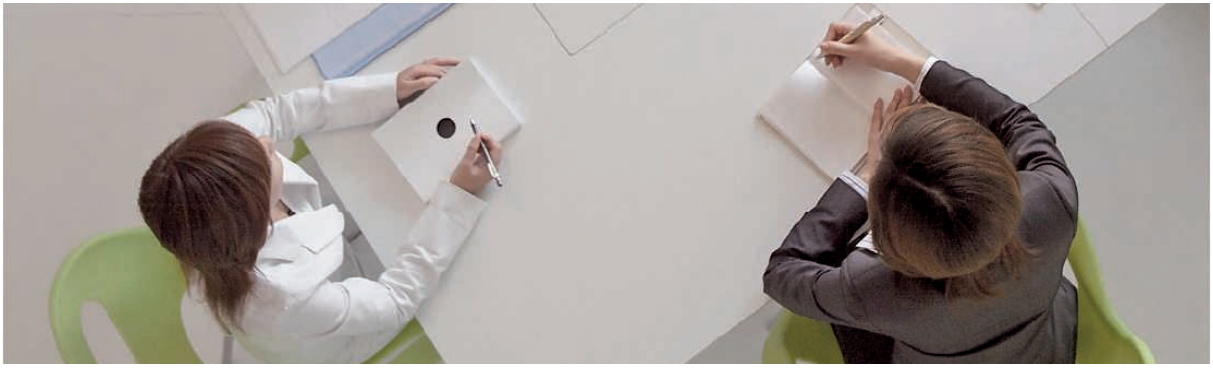
売上高、営業利益ともに前年同期を上回りました。

出版事業では、一般書籍の企画・出版と教科書・参考書等の教育図書の企画・出版を行っております。

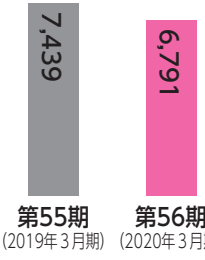
教育図書部門は教科書事業での教科書の採択率が低迷し、また学校教材の受注が伸び悩みました。その結果、売上高は前年同期を下回りましたが、低利益商品の見直しや内製化率の向上等により営業損失額は前年同期比で改善しております。なお、一般図書部門の子会社を第２四半期で売却し、損益は第２四半期までを含めております。

以上の結果、情報セグメントの売上高は195億44百万円(前期比2.3％減)、営業利益は５百万円(前期は営業損失２億56百万円)となりました。

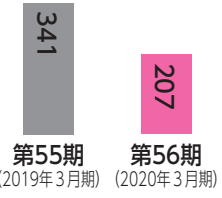
人材セグメント



売上高（単位：百万円）



営業利益（単位：百万円）





人材セグメントは、人材事業及びエコビジネス事業で構成されております。

人材事業は、求人広告等の求人媒体事業を始めとして、主に人材紹介・人材派遣、人材育成・研修、ベトナムでの日本語学校等の事業を手掛けており、人材の発掘から採用、教育・研修までトータルな人材ソリューションを提供しております。

人材事業では、人材派遣事業が堅調に推移しましたが、一方で主力の求人媒体事業では、紙の求人媒体の受注落込みに加え、ウェブ求人媒体市場における単価下落及び競争激化により減収となりました。

エコビジネス事業では、LEDエスコシステム等のエコビジネス等のサービスを提供しております。

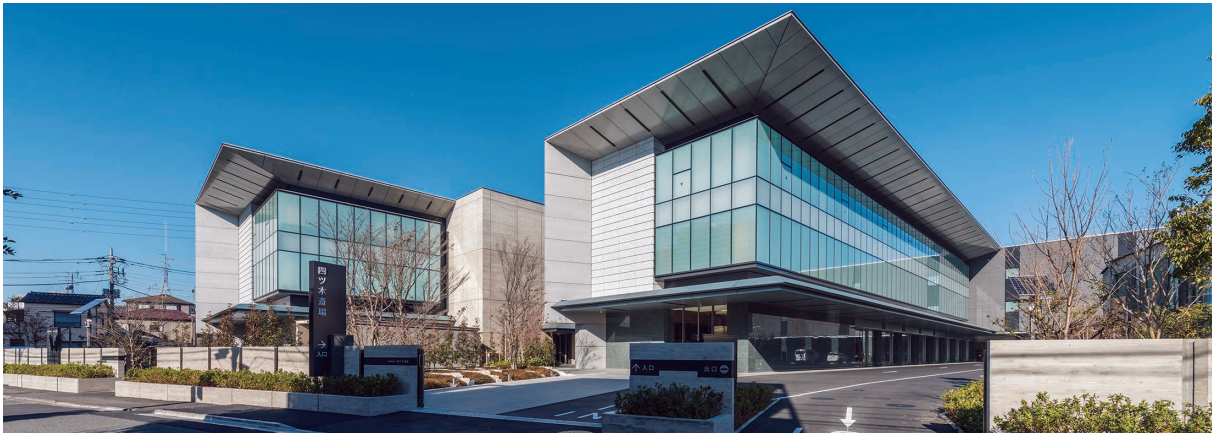
エコビジネス事業では、冷ケースLED拡販が好調に推移し、またLEDの買取案件が増加しましたが、一方で新規LEDエスコ案件が伸び悩み減収となりました。利益面では、利益率の向上に努めた結果、増益となりました。

その結果、人材セグメントの売上高は67億91百万円(前期比8.7%減)、営業利益は２億７百万円(前期比39.2%減)となりました。

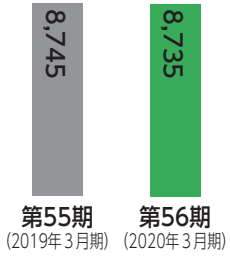


〈当社LEDエスコシステム導入例〉

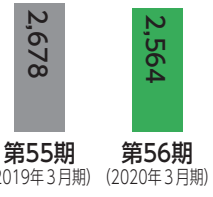
葬祭セグメント



売上高（単位：百万円）



営業利益（単位：百万円）





葬祭セグメントは、葬祭事業で構成されております。

葬祭事業では、当社子会社の東京博善株式会社により、火葬炉併設の総合斎場を都内６カ所で運営しております。

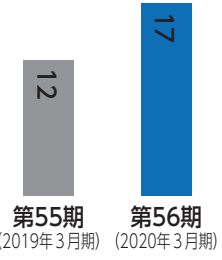
葬祭事業では、火葬取扱い件数は増加したものの、葬儀の簡素化傾向が続いたことで売上高は微減となり、加えて利益面では販管費の増加により減益となりました。

以上の結果、葬祭セグメントの売上高は87億35百万円(前期比0.1％減)、営業利益につきましては25億64百万円(前期比4.3％減)となりました。

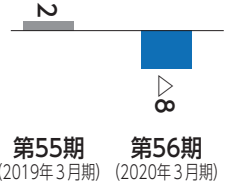
その他セグメント



売上高（単位：百万円）



営業利益（単位：百万円）





その他セグメントに属する株式会社トムソンナショナルカントリー倶楽部の売上高は17百万円（前期比40.3％増）、営業損失8百万円（前期は2百万円の営業利益計上）の計上となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、印刷工場設備の更新及び修繕費用240百万円及び子会社である東京博善株式会社の設備改修工事費910百万円であります。

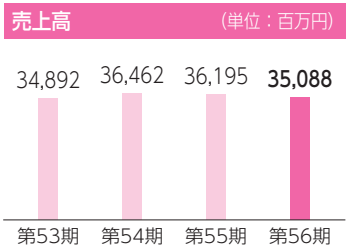
③ 資金調達の状況

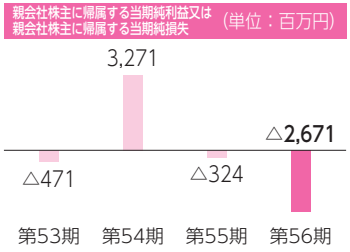
当連結会計年度において当社子会社の東京博善株式会社への借入金90億円の返済のため、90億円の資金調達を行っております。その結果、当連結会計年度末の当社グループの借入金及び社債は、前期末より88億円増加し267億円となっております。

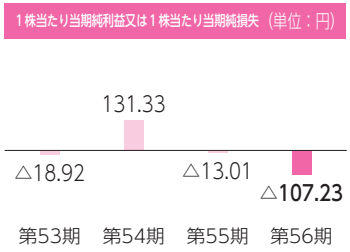
また、今後の資金需要に対し、安定かつ効率的な調達を行うため、2019年12月に主要取引金融機関と総額40億円のコミットメントライン契約を締結しております。

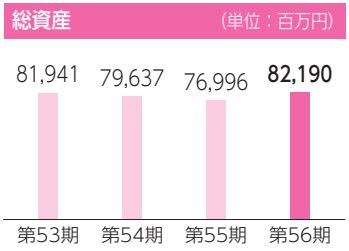
(2) 財産及び損益の状況

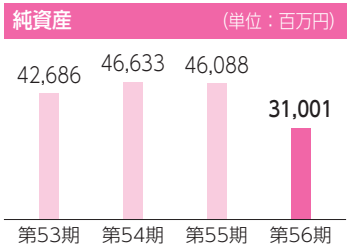
当社グループの財産及び損益の状況の推移

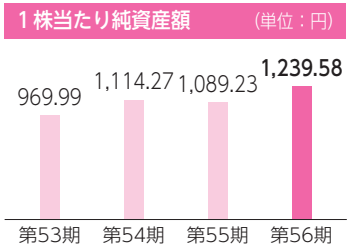












区　分		第53期 2017年３月期	第54期 2018年３月期	第55期 2019年３月期	第56期 (当連結会計年度) 2020年３月期
売上高	(百万円)	34,892	36,462	36,195	**35,088**
営業利益	(百万円)	2,561	2,181	2,250	**2,328**
経常利益	(百万円)	2,066	1,648	1,637	**2,210**
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	(百万円)	△471	3,271	△324	**△2,671**
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	(円)	△18.92	131.33	△13.01	**△107.23**
総資産	(百万円)	81,941	79,637	76,996	**82,190**
純資産	(百万円)	42,686	46,633	46,088	**31,001**

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年２月16日)等を第55期の期首から適用しており、第54期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっており、総資産の額が第54期公表のものと異なっております(遡及適用前の第54期総資産額　79,651百万円)。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	出資比率（%）	主要な事業内容
東京博善株式会社	4,050	100.0	葬祭事業
廣済堂あかつき株式会社	100	100.0	出版事業

（注）1. 2019年9月に当社子会社であった株式会社廣済堂出版の全株式を譲渡しており連結の範囲から除外しております。
2. 東京博善株式会社は、2020年3月7日開催の臨時株主総会において、同社株式1,233,464株を1株に併合することが承認され、同年3月31日の株式併合の効力発生の結果、当事業年度の末日においては当社1名のみが同社の議決権を有する株主となっております。なお、株式併合の結果生じた1株未満の端数は、東京博善株式会社が裁判所の許可を得て買い取る予定です。

(4) 対処すべき課題

国内外の景気の今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が懸念され、景気の先行きは不透明性を増しており、予断を許しません。

1．新型コロナウイルスの影響について

各セグメントで、現時点で生じている主な影響は以下のとおりです。

・情報セグメント

印刷関連事業では、商業印刷分野におけるプロモーションイベントの中止、旅行パンフレットやカタログ等の販促物の需要減少等の影響が出てきております。また、出版印刷分野では、一部、書籍では外出自粛による需要拡大もあるものの、書店休業や発刊物の制作遅延の影響もあり、発行部数減や発行延期等の影響が出てきております。

ビジネスイノベーション事業では、官公庁や広告代理店からの複合サービスの発注遅延が発生しております。

・人材セグメント

地方における人材派遣事業は前年並みを維持しているものの、就活イベントの中止、飲食業や宿泊業からの求人広告需要の大幅減少等の影響が出てきております。

・葬祭セグメント

葬祭事業では、葬儀への参列者の減少に伴う式場利用や菓子飲料等の単価下落の傾向が出てきております。

２．新中期経営計画について

2020年５月15日に「新中期経営計画「廣済堂 大改造計画2020」に関するお知らせ」にて公表しておりますが、当社は新中期経営計画「廣済堂 大改造計画2020」を策定いたしました。

今後は、新中期経営計画を遂行し、企業価値及び株主価値の向上に努めてまいります。

新中期経営計画の基本方針及び基本戦略は以下のとおりです。

〈基本方針〉

（１）収益構造の抜本的大改造

（２）事業構成における大改造

（３）経営基盤強化に向けた大改造

以上の基本方針の下、従来の部分的な改革・改善ではない抜本的な改革を実行し、求められる企業集団を目指してまいります。

〈基本戦略〉

「既存事業の収益性向上」

・印刷工場再編をはじめとした抜本的体制整備

・高付加価値事業への業態変革

「事業創出の推進」

・事業開発子会社の新規設立

・廣済堂事業部の組織再編成

「DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」

・既存ビジネスにおけるDX

・効率経営のための社内DX

「ガバナンス実効性向上」

・モニタリング機能強化と計画実施体制の確立

・迅速な意思決定を進める執行体制強化

「財務健全性の向上」

・戦略的財務コントロール

・連結ベースでの資金マネジメント強化

その他の新中期経営計画の詳細は、別途公表の「新中期経営計画「廣済堂 大改造計画2020」に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、新中期経営計画の数値目標は、大改造計画を実行後の2022年をターゲットイヤーとして、売上高14％増の400億円、営業利益33％増の31億円を目指してまいります。

廣済堂グループは、1949年に印刷会社として創業以来、社名にある「廣済」（広く社会に貢献する）を経営理念として、印刷、IT、人材、出版、葬祭などの各事業を通じ、社会の発展と人々の豊かな暮らし創りの担い手として、信頼される企業グループを目指しております。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、多業種にわたり事業展開を行っており、事業の種類別セグメントは以下のとおりであります。

区　分	事業内容	会　社
情報	印刷物及びIT系商材の製造販売 出版物の出版・販売	㈱廣済堂 廣済堂あかつき㈱ 威海廣済堂京友包装有限公司
人材	求人広告及び人材紹介等	㈱廣済堂 ㈱廣済堂ビジネスサポート ㈱キャリアステーション ㈱共同システムサービス KOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD.
葬祭	火葬事業及び斎場経営	東京博善㈱
その他	ゴルフ場等の資産管理等	㈱トムソンナショナルカントリー倶楽部

(注) 1．2019年9月に当社子会社であった株式会社廣済堂出版の全株式を譲渡しており、連結の範囲から除外しております。
2．当連結会計年度より、「情報」セグメントを「情報」及び「人材」の２区分に分けて変更しております。

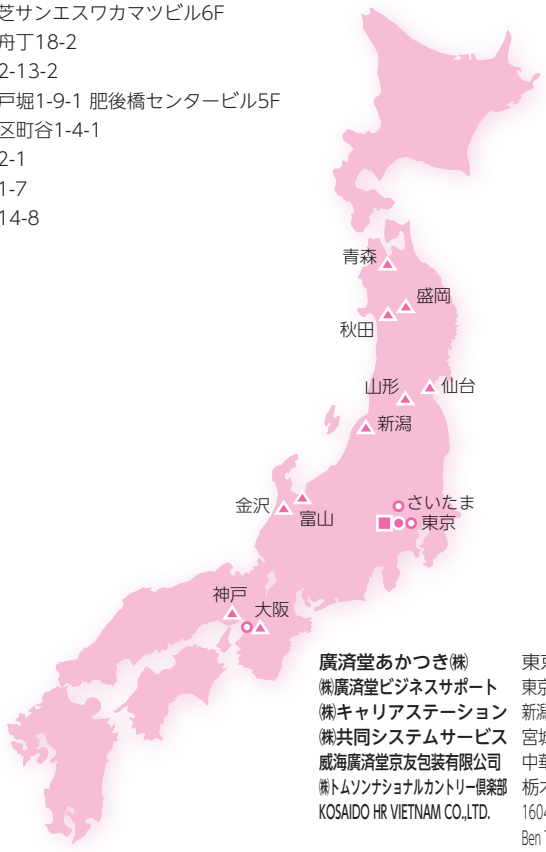
(6) 主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

当社

■本社　東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスＳ館13F

■営業所　東京都港区芝4-7-8 芝サンエスワカマツビル6F
宮城県仙台市若林区舟丁18-2
富山県富山市千歳町2-13-2
大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル5F

■工場　埼玉県さいたま市桜区町谷1-4-1
大阪府豊中市蛍池2-2-1
東京都江東区有明1-1-7
東京都江東区木場2-14-8



■ 本社
● 事業部
▲ 営業所
○ 工場

廣済堂あかつき㈱　東京都練馬区貫井4-1-11
㈱廣済堂ビジネスサポート　東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスＳ館13F
㈱キャリアステーション　新潟県新潟市中央区上大川前通６番町1214-2
㈱共同システムサービス　宮城県大崎市古川沢田字新原際105
威海廣済堂京友包装有限公司　中華人民共和国山東省威海市石島開発区
㈱トムソンナショナルカントリー倶楽部　栃木県栃木市西方町本城字城山1451
KOSAIDO HR VIETNAM CO.,LTD.　1604 16th Floor Havana Tower, 132 Ham Nghi Street, Ben Thanh Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

東京博善㈱

■本社　東京都千代田区内神田2-5-6 亀田ビル
四ツ木斎場　東京都葛飾区白鳥2-9-1
堀ノ内斎場　東京都杉並区梅里1-2-27
町屋斎場　東京都荒川区町屋1-23-4
代々幡斎場　東京都渋谷区西原2-42-1
桐ヶ谷斎場　東京都品川区西五反田5-32-20
落合斎場　東京都新宿区上落合3-34-12

(7) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,247名	90名（減）

（注）使用人は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時使用人は含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
800名	99名（減）	44.5歳	16.9年

（注）使用人は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時使用人は含みません。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	15,823
株式会社みずほ銀行	3,307
株式会社りそな銀行	1,840
株式会社静岡中央銀行	1,460
株式会社三菱UFJ銀行	1,450
三井住友信託銀行株式会社	1,020
株式会社武蔵野銀行	800
株式会社横浜銀行	765
株式会社きらぼし銀行	300
合　計	26,765

（注）上記借入額には社債を含んでおります。

2 会 社 の 現 況

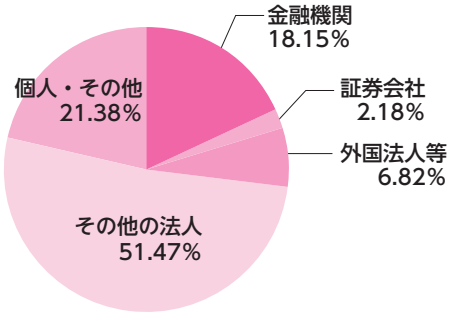
(1) 株式の状況 (2020年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　95,130,000株
② 発行済株式の総数　24,922,600株
③ 株主数　3,703名
④ 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社麻生	4,857	19.50
グローバルワーカー派遣株式会社	3,088	12.40
櫻井　美江	1,416	5.69
Ｒ＆Ｌホールディングス株式会社	1,126	4.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,026	4.12
株式会社アジアゲートホールディングス	831	3.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・㈱学研ホールディングス退職給付信託口）	584	2.34
株式会社静岡中央銀行	510	2.05
廣済堂社員持株会	452	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	419	1.68

（注）持株比率は自己株式10,486株を控除して計算しております。

⑤ 所有者別株式数



(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	根　岸　千　尋	㈱廣済堂ビジネスサポート非常勤取締役、㈱ファインズ非常勤取締役、㈱キャリアステーション非常勤取締役、㈱共同システムサービス非常勤取締役
取締役	小　林　秀　昭	経営企画・財務本部、管理本部担当、関係会社管理担当 東京博善㈱非常勤取締役、威海廣済堂京友包装有限公司董事
取締役	大　曲　伸　幸	印刷関連事業統括、印刷及び出版関連会社管掌、情報ソリューション事業部長、ビジネスイノベーション事業部担当 廣済堂あかつき㈱非常勤取締役
取締役	中　辻　一　夫	特になし
取締役	松　沢　　淳	㈱アジアゲートホールディングス代表取締役社長、㈱エス・エー・ピー取締役、すみれパートナーズ㈱代表取締役社長
取締役	渥　美　陽　子	あつみ法律事務所代表弁護士
取締役	神　垣　清　水	三菱食品㈱社外監査役、アルフレッサホールディングス㈱社外取締役、公益財団法人ベルマーク教育助成財団理事、摂南大学法学部客員教授、㈱ヨンドシーホールディングス社外取締役監査等委員、㈱ユニバーサルエンターテインメント社外取締役
常勤監査役	中　井　　章	特になし
監査役	加　藤　正　憲	加藤公認会計士事務所代表、ベスカ㈱監査役、ディエスヴィ・エアーシー㈱監査役、㈱シフトライフ監査役、㈱ナカヨ監査役
監査役	沼　井　英　明	弁護士法人琴平綜合法律事務所パートナー弁護士

（注）1. 取締役中辻一夫氏、松沢淳氏、渥美陽子氏及び神垣清水氏は、社外取締役であります。
2. 監査役加藤正憲氏、沼井英明氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中井章氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役中井章氏は、当社の経理部に長年にわたり在籍し、経理業務等に精通しております。
4. 当社は、社外取締役松沢淳氏、渥美陽子氏、神垣清水氏及び社外監査役加藤正憲氏、沼井英明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 各社外役員は、当社との間で会社法第427条第１項、定款第23条及び第34条に基づき会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、200万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

○事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　名	退任日	退任理由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
土井　常由	2019年６月27日	任期満了	代表取締役社長
渡邊　義和	2019年６月27日	任期満了	取締役 ライフスタイルデザイン事業部長、東京博善㈱管掌
西田　　博	2019年６月27日	任期満了	取締役 東京博善㈱代表取締役社長
千代田有子	2019年６月27日	任期満了	取締役 クリナップ㈱社外取締役
中辻　一夫	2019年６月27日	任期満了	監査役
円谷　智彦	2019年６月27日	任期満了	監査役 ㈱Sjhホールディング社外監査役

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）	対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	
取締役（社外取締役を除く）	58	58	5
社外取締役	16	16	5
監査役（社外監査役を除く）	10	10	1
社外監査役	10	10	4

（注）取締役及び監査役の報酬等の総額には、2019年６月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名のうち3名（※）及び監査役2名の在任中の報酬等の額を含んでおります（※退任した取締役4名のうち1名は無報酬です）。

③ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	神垣清水	三菱食品(株)	社外監査役	当社と三菱食品㈱、アルフレッサホールディングス(株)並びに公益財団法人ベルマーク教育助成団、摂南大学法学部、(株)ヨンドシーホールディングス、(株)ユニバーサルエンターテインメントとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		アルフレッサ ホールディングス(株)	社外取締役	
		公益財団法人ベルマーク教育助成団	理事	
		摂南大学法学部	客員教授	
		(株)ヨンドシー ホールディングス	社外取締役 監査等委員	
		(株)ユニバーサル エンターテインメント	社外取締役	
	松沢淳	(株)アジアゲート ホールディングス	代表取締役 社長	当社と（株）アジアゲートホールディングス、(株)エス・エー・ピー並びにすみれパートナーズ(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。
		(株)エス・エー・ピー	取締役	
		すみれパートナーズ(株)	代表取締役 社長	
	渥美陽子	あつみ法律事務所	代表弁護士	当社とあつみ法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
	中辻一夫	特になし	---	---
監査役	加藤正憲	加藤公認会計士事務所	代表	当社と加藤公認会計士事務所並びにベスカ(株)、ディエスヴィ・エアーシー(株)、(株)シフトライフ、(株)ナカヨとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		ベスカ(株)	監査役	
		ディエスヴィ・ エアーシー(株)	監査役	
		(株)シフトライフ	監査役	
		(株)ナカヨ	監査役	
	沼井英明	弁護士法人 琴平綜合**法律事務所**	パートナー 弁護士	当社と弁護士法人琴平綜合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。

□ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	発言状況
取締役	神垣清水	13/14回 (93%)	---	検事及び弁護士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
	松沢淳	13/14回 (93%)	---	経営者としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
	渥美陽子	14/14回 (100%)	---	弁護士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
	中辻一夫	23/23回 (100%)	3/3回 (100%)	経営者及び当社監査役としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
監査役	加藤正憲	14/14回 (100%)	4/4回 (100%)	公認会計士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
	沼井英明	13/14回 (93%)	4/4回 (100%)	弁護士としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

(注) 1．2019年6月27日の社外取締役就任後に開催された取締役会は全14回、社外監査役就任後に開催された監査役会は全3回となります。
2．取締役中辻一夫氏は、2019年6月27日の社外取締役就任前は当社社外監査役であり、社外取締役就任前に開催された取締役会の全てに社外監査役として出席しております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　　興亜監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	１９
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	２７

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人である興亜監査法人から説明を受けた当事業年度の監査

計画の内容、監査法人の過年度の会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適正であるかについて検討した結果、適正であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人による適正な監査の遂行が困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3 会社の体制及び方針

(1) 内部統制システム構築の基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社ならびに会社及びその子会社から成る企業集団（以下「当企業集団」という）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 取締役会を定期的に開催する等、取締役が相互に職務執行の法令及び定款適合性を監視するための十分な体制を構築する。

ロ コンプライアンスに係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行うとともに、部署又は支店ごとにコンプライアンス担当者を置いて現場ごとのきめ細かい管理を行う。

ハ 全社的に法的リスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクについて効果的な統制活動を行う。

ニ 情報・伝達の機能として、社内通報制度を持つ。

ホ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。

ヘ 財務報告に係る内部統制については、会社法及び金融商品取引法、ならびに東京証券取引所規則等との適合性を確保するため、専門部署を設けて十分な体制を構築する。

ト 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

チ 当社の監査役及び内部監査室は、子会社の業務活動について、法令、定款への適合の観点から監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。

② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ 情報の保存及び管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。

ロ 社内規程・議事録・稟議書・契約書・人事関連文書・権利証書・行政関係文書といった性質に応じて、文書名・保存年限・保存部署・保存形式を定めて保存・管理責任の所在を明確にし、徹底した管理を行う。

ハ 情報セキュリティに係る対策については、専門部署を設けて十分な体制を構築する。

ニ 取締役・監査役の閲覧手続きを明確化する。

ホ 子会社に対して、一定の重要事項については、子会社の取締役会で決定する前に、当社に承認を求め、又は報告することを義務付ける。

ヘ 当社は、当企業集団の子会社の社長などをメンバーとした連絡会を定期的に開催し、そこで経営活動等に関する報告を受けるものとする。

③ 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ リスク管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。

ロ 全社的なリスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動を行う。

ハ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。

ニ 子会社のリスク管理については、子会社からの報告を適宜受けると共に、当社の監査役及び内部監査室が子会社のリスク管理状況の監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。

④ 当社及び子会社における取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

イ 取締役会は、会議を開催して、中長期的な観点から経営計画を策定し、毎期の業績目標を設定する。適宜、目標に対する分析を行い、必要に応じて目標の修正を行う。

ロ 代表取締役・業務執行取締役は、その職務の執行の効率性を月度で開催する取締役会で報告し、そのレビューの結果に基づき、効率的な意思決定を行う。

ハ 取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な職務分掌・稟議規程を定め、業務執行組織を運営する。
ニ 当社の内部監査室は、当社及び当企業集団の内部統制の有効性について監査を行う。
ホ IT対応に係る内部統制を整備し、有効な社内コミュニケーション機能を有する。
ヘ 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当企業集団内における位置づけ等を勘案のうえ、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるように監督する。
ト 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。

⑤ 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社は、関係会社管理規程に前記①、②、③及び④における子会社に関する事項を定めると共に、これに基づいて、当社の事務局部署を設けるなど、当企業集団全体の業務の適正を確保するための組織を整備する。
ロ 第①項ニの社内通報制度については、当企業集団全体を対象とする。

⑥ 監査役の監査環境に係る体制

イ 補助使用人に関する事項
　監査役の職務を補助すべき常傭の使用人は設けないが、必要の都度、監査役の業務を補助するための人員を配置することとする。人員の選任に当たっては、使用人の独立性の観点から、担当取締役と監査役が意見交換を行うこととする。
ロ 当社の取締役及び使用人の監査役への報告に関する事項
（イ）取締役は取締役会等の重要な会議において、随時担当業務の執行状況の報告を行う。
（ロ）取締役及び使用人は、当社及び当企業集団に著しい影響を及ぼす事実が発生し、又は発生するおそれがあるときは、監査役に速やかに報告する。

ハ 子会社の取締役、監査役その他の役職員が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の役職員は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告する。

ニ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

本項に定める監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

ホ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役が、その職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ヘ その他監査の実効性確保に関する事項

（イ）監査役は、あらゆる会議への出席権限を有する。

（ロ）取締役は、監査役の取締役及び使用人に対する調査・是正権限の円滑な行使のため、監査役と当企業集団の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適時・適切に行えるよう協力する。

（ハ）監査役会は、コンプライアンス部署、情報保存・管理部署、リスク管理部署、内部監査室との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図る。

当社の運用状況の概要

1．内部統制システム全般

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。監査役及び内部監査室による内部統制システムの整備・運用状況の評価結果における重大な是正事項は存在しないことを確認しております。

2．取締役・使用人の職務執行

複数選任された社外取締役が、定期的に開催される取締役会へ参加して発言するなど、監督機能の強化を行っております。なお、取締役会の開催回数は23回であります。

取締役の職務執行の効率性を確保するため、各取締役の業務分掌を取締役会で定め、業務執行部門の責任者の任命を行うとともに、業務分掌規程や稟議決裁規程等で職務権限の明確化を図っております。

3．コンプライアンス

コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス規程、役員服務規程等の遵守すべき規程を社内のイントラネットで常時閲覧できる環境としており、さらに定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また内部通報制度につきましては、社内のみならず、外部の弁護士を通報窓口として当社及び子会社に設置しております。

反社会的勢力に対しては、公益社団法人警視庁管内特別暴力対策連合会及び北摂ブロック企業防衛対策協議会に加入し、講習会等により情報収集を行っております。

情報の管理につきましては文書管理規程及び情報セキュリティ規程を定め、文書管理規程は主管部署として人事総務部が、情報セキュリティ規程は同規程に基づき設置された情報セキュリティ委員会が、それぞれ職務執行に係る情報の管理を行っております。

4．リスク管理

事業継続計画書を定める他、リスクの防止及び会社の損失の最小化を目的としたリスク管理委員会規程を定めて、リスク管理の推進及び統括のためリスク管理委員会を設置しております。

5．子会社経営管理

関係会社管理規程を定め、経営企画部が主管部署として子会社の経営の管理を行っており、事前に協議が必要な重要事項については事前に報告を受け、当社の経営会議の決議を得る体制としております。また、同規程に基づき、子会社の機関設計、業務執行体制及び意思決定について、効率的な業務執行が行われるよう監督しております。

6．監査役の監査環境

監査役は経営会議・取締役会に出席し、取締役より業務の報告を受けております。なお、経営会議への出席回数は44回、取締役会への出席回数は23回であります。また監査役は、会計監査人・内部監査室等の内部統制に係る機関・組織と必要に応じて定期的に情報交換を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
【資産の部】	
流動資産	**34,834**
現金及び預金	25,769
受取手形及び売掛金	5,998
有価証券	1,000
商品及び製品	405
仕掛品	622
原材料及び貯蔵品	200
その他	1,061
貸倒引当金	△223
固定資産	**47,326**
有形固定資産	**38,539**
建物及び構築物	16,195
機械装置及び運搬具	4,789
土地	14,429
リース資産	375
工具、器具及び備品	2,738
その他	10
無形固定資産	**697**
投資その他の資産	**8,089**
投資有価証券	4,948
長期貸付金	21
繰延税金資産	19
退職給付に係る資産	284
その他	2,897
貸倒引当金	△81
繰延資産	**29**
資産合計	**82,190**

科目	金額
【負債の部】	
流動負債	**28,763**
支払手形及び買掛金	2,181
短期借入金	3,100
1年内返済予定の長期借入金	6,120
1年内償還予定の社債	650
未払金	14,213
未払法人税等	280
賞与引当金	304
事業構造改革引当金	872
その他	1,040
固定負債	**22,426**
社債	820
長期借入金	17,304
リース債務	597
繰延税金負債	1,487
再評価に係る繰延税金負債	139
役員退職慰労引当金	21
退職給付に係る負債	15
その他	2,040
負債合計	**51,189**
【純資産の部】	
株主資本	**30,399**
資本金	**1,000**
資本剰余金	**6,753**
利益剰余金	**22,651**
自己株式	**△6**
その他の包括利益累計額	**481**
その他有価証券評価差額金	1,177
土地再評価差額金	△623
為替換算調整勘定	△72
非支配株主持分	**120**
純資産合計	**31,001**
負債純資産合計	**82,190**

連結損益計算書 (2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**35,088**
売上原価		**25,352**
売上総利益		**9,736**
販売費及び一般管理費		**7,408**
営業利益		**2,328**
営業外収益		
受取利息配当金	83	
持分法による投資利益	0	
受取賃貸料	94	
作業くず売却益	68	
その他	61	**307**
営業外費用		
支払利息	170	
賃貸費用	106	
貸倒引当金繰入額	68	
その他	79	**425**
経常利益		**2,210**
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	422	
その他	2	**426**
特別損失		
固定資産除却損	47	
減損損失	2,069	
関係会社整理損	531	
事業構造改革引当金繰入額	872	
その他	405	**3,926**
税金等調整前当期純損失		**△1,289**
法人税、住民税及び事業税	647	
法人税等調整額	83	**731**
当期純損失		**△2,021**
非支配株主に帰属する当期純利益		650
親会社株主に帰属する当期純損失		**△2,671**

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,000	206	25,807	△6	27,007
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△2,671		△2,671
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△571		△571
連結範囲の変動			87		87
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		6,547			6,547
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	−	6,547	△3,155	△0	3,391
当期末残高	1,000	6,753	22,651	△6	30,399

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,428	△1,195	△105	127	18,952	46,088
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純損失						△2,671
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						△571
連結範囲の変動						87
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						6,547
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△250	571	32	353	△18,832	△18,478
当期変動額合計	△250	571	32	353	△18,832	△15,087
当期末残高	1,177	△623	△72	481	120	31,001

計 算 書 類

貸借対照表 (2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
【資産の部】	
流動資産	**11,746**
現金及び預金	4,917
受取手形	470
電子記録債権	895
売掛金	4,112
商品及び製品	32
仕掛品	393
原材料及び貯蔵品	56
前渡金	100
前払費用	123
その他	995
貸倒引当金	△352
固定資産	**23,068**
有形固定資産	**8,470**
建物	2,540
構築物	38
機械及び装置	378
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	187
土地	4,978
リース資産	346
無形固定資産	**489**
投資その他の資産	**14,107**
投資有価証券	2,906
関係会社株式	8,594
長期貸付金	635
長期前払費用	1,725
その他	313
貸倒引当金	△68
繰延資産	**29**
資産合計	**34,844**

科　目	金　額
【負債の部】	
流動負債	**13,943**
支払手形	65
買掛金	1,904
短期借入金	3,100
1年内返済予定の長期借入金	5,397
1年内償還予定の社債	650
リース債務	244
未払金	1,089
未払法人税等	22
未払消費税等	93
賞与引当金	185
事業構造改革引当金	872
その他	317
固定負債	**20,229**
社債	820
長期借入金	16,797
リース債務	567
長期未払金	1,125
繰延税金負債	524
再評価に係る繰延税金負債	139
資産除去債務	105
その他	149
負債合計	**34,172**
【純資産の部】	
株主資本	**108**
資本金	**1,000**
資本剰余金	**206**
その他資本剰余金	206
利益剰余金	**△1,091**
利益準備金	**7**
その他利益剰余金	△1,099
繰越利益剰余金	△1,099
自己株式	**△6**
評価・換算差額等	**564**
その他有価証券評価差額金	1,188
土地再評価差額金	△623
純資産合計	**672**
負債純資産合計	**34,844**

損益計算書 (2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**22,270**
売上原価		**17,482**
売上総利益		**4,788**
販売費及び一般管理費		**4,863**
営業損失		**△75**
営業外収益		
受取利息及び配当金	475	
受取賃貸料	114	
その他	114	**705**
営業外費用		
支払利息	259	
賃貸費用	105	
貸倒引当金繰入額	201	
その他	75	**642**
経常損失		**△12**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	422	**423**
特別損失		
固定資産除却損	3	
減損損失	2,044	
関係会社整理損	531	
事業構造改革引当金繰入額	872	
その他	279	**3,731**
税引前当期純損失		**△3,320**
法人税、住民税及び事業税	6	
法人税等調整額	△88	△82
当期純損失		**△3,238**

株主資本等変動計算書 (2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,000	206	206	7	2,710	2,718	△6	3,918
当期変動額								
当期純損失					△3,238	△3,238		△3,238
自己株式の取得							△0	△0
土地再評価差額金の取崩					△571	△571		△571
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	△3,810	△3,810	△0	△3,810
当期末残高	1,000	206	206	7	△1,099	△1,091	△6	108

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,406	△1,195	211	4,129
当期変動額				
当期純損失				△3,238
自己株式の取得				△0
土地再評価差額金の取崩				△571
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△218	571	352	352
当期変動額合計	△218	571	352	△3,457
当期末残高	1,188	△623	564	672

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月15日

株式会社廣済堂
取締役会　御中

興亜監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　松　村　　隆　　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　芝　　康　治　　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社廣済堂の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社廣済堂及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注６）に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社廣済堂
取締役会　御中

興亜監査法人
東京都千代田区

指定社員 業務執行社員　公認会計士　松村　隆　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　芝　康治　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社廣済堂の2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社廣済堂　監査役会

常勤監査役　中井　章　㊞
社外監査役　加藤正憲　㊞
社外監査役　沼井英明　㊞

以　上

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

場　　所

東京都港区芝浦一丁目２番３号
シーバンスＳ館１階　大ホール
TEL：03-3453-0550（代）

交通機関

JR線・東京モノレール
浜松町駅 ▶ 徒歩**15**分

都営三田線・浅草線
三田駅 ▶ 徒歩**20**分

都営浅草線・大江戸線
大門駅 ▶ 徒歩**20**分

ゆりかもめ
日の出駅 ▶ 徒歩**10**分

※お車でのご来場はご遠慮ください



- 株主総会当日のお土産はお配りしておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点の流行状況や、ご自身の体調をご確認の上、マスク着用等の感染防止策にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申しあげます。体調がすぐれない場合は、どうぞ無理をなさらぬようお願い申しあげます。
- 可能な限り、議決権行使書面の郵送にて、議決権の事前行使をお願い申しあげます。
- 当社では新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、感染状況や政府および東京都の方針を考慮し、会場の座席につきご出席の株主様に一定の間隔をあけて座っていただく等、株主総会開催日時点で必要な感染防止対策を講じますので、予めご理解賜りますようお願い申しあげます。